

市民説明会では、設置そのものに反対であるとの意見などが出されましたが、法務省に対する質問とその回答は次のとおりです。

### ◎現在地で整備できないか

なぜ、国際法務総合センターの整備予定地として立川基地跡地昭島地区を選んだのか。それぞれの施設を現在地で整備することはできないか。

#### ■回答

現在、それぞれの施設が立地している敷地には、法的な制限があつて広さをじゅうぶんとつた建替えが困難であるなどの理由から、必要な機能を満たす施設を整備することができません。

国連アジア極東犯罪防止研修所は、研修員の多くが外国政府の幹部職員であり、講師として外国の高官などを頻りに招いています。そのため、それにふさわしい機能的で品位を兼ね備えた充実した施設とするために、ある程度の敷地面積の確保と都心からの

### ◎地区内のごいごい施設を整備するのか

国際法務総合センターは、立川基地跡地昭島地区約70ヘクタールのどの部分に整備する計画か。

#### ■回答

立川基地跡地昭島地区のどの部分に整備するかは未定です。既成市街地に隣接する場合は、住宅地に面する部分に、国連アジア極東犯罪防止研修所、職員研修所、職員宿舎、グラウンド、体育施設、児童公園などを配置します。矯正医療センターなどの収容施設は住宅地からできるだけ遠い位置になるよう配慮します(概要は下の図を参照)。

### ◎環境の悪化が心配

国際法務総合センターの建設に伴う環境の悪化が心配だ。「水と緑の昭島」のイメージが損なわれる。

交通の利便性や環境も考慮する必要があります。

加えて矯正医療センターの整備には、相当程度の広さを持った敷地が必要です。また、医師などの医療スタッフを確保し、医療水準を保つためには交通が便利な場所であることが不可欠です。

このような条件を満たす国有地は、立川基地跡地昭島地区以外には適当な敷地が見当たりませんでした。

### ◎収容施設は地方に整備を

国連アジア極東犯罪防止研修所や職員研修所はともかく、医療刑務所などの収容施設は都内の市街地を避け、地方に整備してもいいのではないか。

#### ■回答

今回整備する施設の中で、矯正

#### ■回答

最大限環境に配慮し、緑に囲まれた施設整備に努めます。具体的には、住宅地に接する部分を中心に緑地を設け、そこに植物をできる限り多く植え、環境に配慮した施設とする計画です。

更に、敷地の周囲に設ける巡回警備用の通路や敷地内を流れる水路を一体的に整備し、遊歩道としても利用できるように整備を行うなど、水と緑の昭島市にふさわしい環境を確保できると考えています。

### ◎地元へのメリットは

国際法務総合センターの建設で地元にとどのようなメリット(利点)があるか。

#### ■回答

国連アジア極東犯罪防止研修所の設置により、国際交流の促進が期待できます。この施設は国連と日本政府との間の協定に基づいて設立された研修所です。海外から毎年多数の検事、裁判官、警察官、法務省職員などを研修員

医療センターについては、敷地や医療水準の確保のほか、主に東日本に所在する刑務所や少年院から専門的な治療が必要な受刑者や少年を受け入れるためにも、交通が便利な場所に整備する必要があります。

また、現在、地方の刑務所では医療スタッフの確保が困難な状況が続いており、この点からも都市部での整備が必要です。

### ◎治安の悪化が心配

刑務所から被収容者が脱走するなど治安の悪化が心配だ。

#### ■回答

今回の整備に伴って移転の対象となる八王子医療刑務所・関東医療少年院・神奈川医療少年院・八王子少年鑑別所では、過去20年間で関東医療少年院における1件の逃走事故があつたのみです。この事故の原因は施設構造の一部に不備部分があつたためですが、国際法務総合センターでは、近代的な逃走防止設備を二重三重に設置しますので逃走の恐れはありません。

また、施設が整備されると、その周囲を職員が24時間体制で巡回警備しますので、周辺地域の治安の向上につながるかと考えています。

### ◎出所者が地元に住まないか

医療刑務所や医療少年院から出所(出院)した人が地元に住居することはないか。

#### ■回答

医療刑務所は、一般の刑務所などから専門的な治療を必要とする受刑者を受け入れるための施設です。治療が終われば元の施設に戻すことになります。

治療が終わる前に刑期が満了した、または、仮釈放になつた場合、医療刑務所から出所することもありますが、その場合は、ほとんどが親族などの身元引受人に引き取られるか、出身地などに帰ることになります。

実際に、平成18年度には八王子医療刑務所から45人が一般の刑務所に戻つたり、出所したりしていますが、八王子市内に残つたの

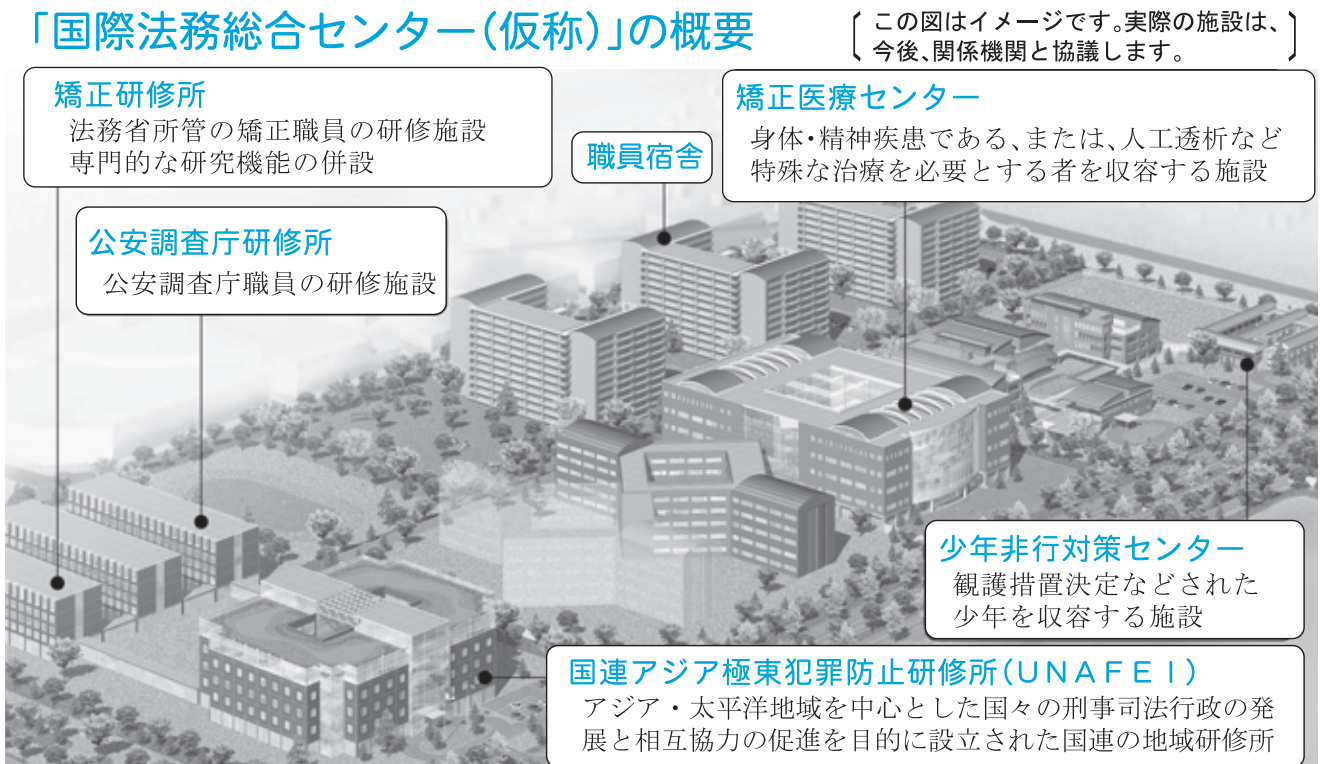
は身元引受人がいないため病院に入院した者が1人、更生保護施設に入所した者が2人です。

また、医療少年院は、家庭裁判所で医療少年院送致の決定を受けた少年や、一般の少年院から専門的な治療が必要とされた少年を受け入れ、治療を行う施設です。治療が終われば、ほかの少年院に送られたり、親族などの身元引受人に引き取られたり、民間の更生保護施設に入所したりします。

府中市にある関東医療少年院を18年度に出院した67人のうち、出院後に府中市内に居住している少年はいません。また、相模原市にある神奈川医療少年院を18年度に出院した62人のうち相模原市内に居住している少年は、身元引受人が市内に住んでいた1人です。

このように、出所(出院)した人がそのまま周辺地域に居住することはほとんどありません。

〔この図はイメージです。実際の施設は、今後、関係機関と協議します。〕



※各施設の説明は、法務省が作成したものと一部異なります。原文は市ホームページ「お知らせ」からご覧いただけます。